

# 秋田市経営改善計画策定支援事業費 補助金申請要領



令和6年4月

秋田市産業振興部商工貿易振興課

# 1 趣旨・対象者

## (1) 趣旨

物価高騰の影響を受けている事業者が、資金繰りの安定化のために策定する経営改善計画の費用を支援するために交付するものです。

## (2) 対象者

対象者は、次の要件を全て満たす事業者です。

- ① 秋田市に本店を有する法人又は住所地を有する個人事業主であること。
- ② 国の経営改善計画策定支援事業を活用し、経営改善計画又は早期経営改善計画を策定したこと。
- ③ **令和6年4月1日から令和7年2月28日までに同計画の策定に係る経費を支払ったこと。**
- ④ 市税に未納がないこと。
- ⑤ 補助金交付後も事業を継続する意思があること。

## 2 補助金の額

計画策定経費のうち、国補助後の自己負担額の5分の4、上限40万円を補助します。

※秋田県信用保証協会が実施する補助制度（経営改善計画策定支援費用補助）も受ける場合、その額を控除した分を補助します。

### ●補助金額の計算について●

#### 【経営改善計画】

（例①） 策定経費150万円、同協会補助なし

- ・自己負担額： $150\text{万円} \times 1/3 = 50\text{万円}$ （2/3は国補助）
- ・市補助金額： $50\text{万円} \times 4/5 = \mathbf{40\text{万円}}$

（例②） 策定経費150万円、同協会補助25万円

- ・自己負担額： $150\text{万円} \times 1/3 = 50\text{万円}$ （2/3は国補助）
- ・市補助金額： $(50\text{万円} \times 4/5) - 25\text{万円} = \mathbf{15\text{万円}}$

#### 【早期経営改善計画】（策定経費は定額22.5万円）

（例③） 策定経費22.5万円、同協会補助なし

- ・自己負担額： $22.5\text{万円} \times 1/3 = 7.5\text{万円}$ （2/3は国補助）
- ・市補助金額： $7.5\text{万円} \times 4/5 = \mathbf{6\text{万円}}$

（例④） 策定経費22.5万円、同協会補助6万円

- ・自己負担額： $22.5\text{万円} \times 1/3 = 7.5\text{万円}$ （2/3は国補助）
- ・市補助金額： $(7.5\text{万円} \times 4/5) - 6\text{万円} = \mathbf{0\text{円}}$

※対象経費0円のため、市補助金はありません。

## 3 申請窓口・期限・申請書の入手方法

### (1) 申請窓口(問合せ先)

秋田市産業振興部商工貿易振興課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5728

Eメール ro-inpr@city.akita.lg.jp

### (2) 申請期限

**令和7年2月28日(金)まで(必着)**

**※計画の策定、策定費用の支払いおよび申請を上記期限内に行う必要があります。**

### (3) 申請書の入手方法

#### ・秋田市ホームページ

※トップページの「広報ID検索」欄へ

ページ(広報ID)番号「1039228」を入力。

# 4-1 申請書の記載方法

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

## 経営改善計画策定支援事業費補助金交付申請書

### 1 申請者

住所又は所在地	
法人名又は屋号	
代表者職・氏名	

#### 申請額

※各金額については、根拠資料の数値と合致するように記載してください。

(3)秋田県信用保証協会からの補助がある場合、同協会からの補助金額を記載してください。

(4)計算式をもとに申請金額を記載してください。電子上で入力する場合は、あらかじめ計算式が入っています。

### 2 申請額

(1) 経営改善計画の策定費用総額		円
(2) 策定に係る自己負担額	※(1)÷3	円
(3) 秋田県信用保証協会からの補助金額	※ある場合のみ	円
(4) 補助金申請金額	※(2)×4/5-(3)、千円未満切捨	円

### 3 同意・誓約事項

秋田市経営改善計画策定の事項に同意する

チェックが無い場合は、不交付になります。

る経営改善計画策定支援事業費補助金の申請に関して、

チェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	(1) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、本補助金を申請します。
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 市長が、申請内容に関する事項について、公簿等により確認することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 秋田市から、検査を受ける場合は、これに応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	(5) 補助金交付後も、

添付書類を確認のうえ、書類の欄ごとにチェックを入れてください。

※その他欄は上記5つの書類以外の書類を提出する場合にのみ使用します。

### 4 添付書類

<input type="checkbox"/>	計画策定書	秋田県信用保証協会発行
<input type="checkbox"/>	領収書、振込簿	策定費用を支払ったことがわかる資料
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)	※発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	市税に未納がない証明書	※申請月に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	請求書	
<input type="checkbox"/>	その他	
<input type="checkbox"/>	秋田県信用保証協会からの補助を受ける場合のみ	
<input type="checkbox"/>	「経営改善計画策定支援費用補助」決定通知書の写し	※同協会発行

秋田県信用保証協会の補助を受ける場合のみチェックしてください。協会の補助を受ける方は2(3)に同協会からの補助金額を記載してください。





## 5 Q&A

Q：申請書はどこで入手できるのか。

A：秋田市ホームページから入手可能です。  
※3ページをご覧ください。

Q：法人の住所が市外にある場合は対象になるのか。

A：申請時点で本市に本店があれば対象となります。  
本市で事業を営んでいても、**本店登録地が市外の場合は対象となりません。**

Q：メールでの申請は可能か。

A：メールでの申請も可能です。メールアドレスは3ページに記載しております。メールで申請する場合は、申請書類をPDFファイル等で提出してください。

Q：令和6年4月1日より前に計画を策定したが、その策定経費は補助対象となるか。

A：過去に計画を策定し、対象期間中(4月1日～2月28日)に策定経費を支払うことが要件となっておりますので、**対象期間前に計画を策定していても、対象期間中に策定経費を支払っていれば、補助対象となります。**

Q：対象期間中に計画を策定し、策定経費の支払いは令和7年3月以降に行う予定であるが、補助対象となるか。

A：**計画策定経費の支払いは対象期間中に行う必要があるため、令和7年3月以降に支払う場合は補助対象外となります。**